

笠置町事業継続おうえん給付金のお知らせ

笠置町では、新型コロナウイルス感染症により、事業活動に大きな影響を受けている町内事業者の皆様の実業継続を応援するため、下記の要件に該当される場合、給付金を支給します。

○給付額及び申請期間

給付額：1事業者あたり350,000円

申請受付期間：令和3年3月22日（月）※消印有効

○対象となる事業者及び受給要件

対象となる事業者及び受給するための要件は、次のとおりです。

【対象事業者】

対象となる事業者は、次のいずれかに該当する方です。

- ・株式会社、合名会社、合資会社、合同会社及び特例有限会社であって、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する方
- ・診療所など、患者に対し直接医療を提供する方
- ・介護保険法に規定する居宅サービス事業や介護予防サービス事業など実施する方
- ・個人事業者の方

【受給要件】

受給するためには、次の要件をすべて満たす必要があります。

- ・令和2年3月31日以前に町内の事業所又は事務所を開設していること
- ・令和3年1月1日時点で町内に事業所又は事務所の所在地があり、今後も事業を継続する意思があること
- ・事業収入について税務申告を行っていること
- ・令和2年1月から12月までの任意の月の事業収入が、前年同月と比較して20%以上減少していること
- ・代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、笠置町暴力団排除条例（平

裏面もご確認ください

成23年条例第7号)第2条に規定する暴力団員等及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、暴力団員等及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者が、経営に事実上参画しないこと

- ・政治団体や、宗教上の組織もしくは団体でないこと
- ・町税を滞納していないこと

○給付金の使途

この給付金の使途は制限しませんが、新型コロナウイルス感染予防に有効とされる消毒・衛生用品の購入や飛沫対策・換気設備の整備並びに人材確保・宣伝広報・サービスの拡充など各業種に応じた事業継続と地域経済の活性化に必要となる取り組みに積極的にご活用ください。

○申請に必要な添付書類

申請書兼請求書(様式第1号)のほか、令和元年度の確定申告書の写しや、令和2年度の売上が確認できる資料等が必要となります。事業者の方の状況により、提出書類が異なりますので、詳しくは、申請書兼請求書(様式第1号)の裏面をご確認ください。

○申請書の配布場所

申請書等の様式については、笠置町ホームページからダウンロードしてご利用いただくか、笠置町商工観光課、笠置町産業振興会館、笠置会館、笠置町商工会において配布しています。

○申請方法及びお問い合わせ先

申請については、原則、郵送にてお願いいたします。(やむを得ない事由により、役場まで持参を希望される方は、事前に御連絡をお願いいたします。)

【宛先】

〒619-1393

笠置町大字笠置小字西通 90-1 笠置町役場商工観光課あて

【お問い合わせ先】

笠置町役場商工観光課

電話:0743-95-2301 FAX:0743-95-2961

メール:kankou@town.kasagi.lg.jp